

### 2026年は、第14次労働災害防止計画の4年目です

2023年（令和5年）度から2027年（令和9年）度までの5年間を期間とする「第14次労働災害防止計画」が実施されており、今年度は4年目となります。

14次防では、事業場が取り組むべき安全衛生対策とその実施率の目標値となる「アウトプット指標」、その指標を達成した結果として期待される成果を「アウトカム指標」として定め、これらに取り組むことにより、全体として労働災害を減少させる狙いがあります。

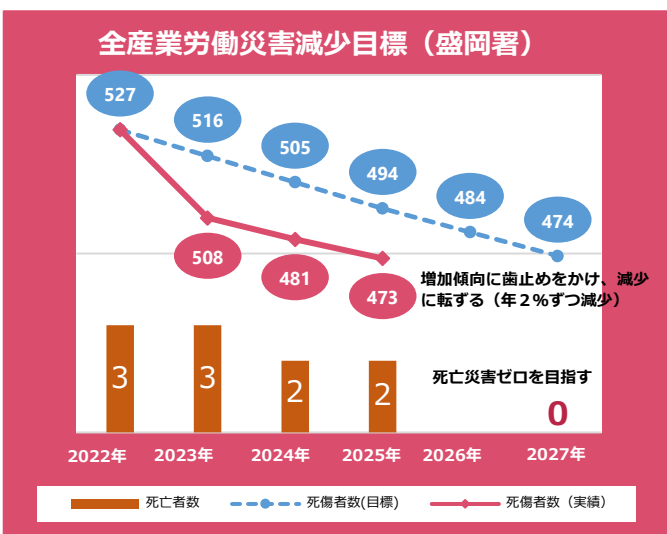
労働災害防止活動について、国・事業者・労働者等が一体となって取り組み、労働災害を少しでも減らし、誰もが安全で健康に働くことができる職場環境の実現を目指します。

前年度までの実績は以下のとおり確定しました。事業者の皆様におかれましては、引き続き、計画の概要をご確認の上、各重点事項への取り組みをお願いいたします。



#### 14次防の事業者の主な取組

- 転倒災害対策の取組
- 卸売・小売業、医療・福祉業は正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施
- エイジフレンドリーガイドラインの取組
- 外国人労働者に分かりやすい災害防止の教育
- 陸上貨物運送事業→荷役作業のガイドラインの措置
- 建設業→墜落・転落災害のリスクアセスメントの取組
- 製造業→機械のはさまれ・巻き込まれ防止対策の取組
- 林業→チェーンソーのガイドラインに基づく措置の実施
- 年次有給休暇を70%以上取得する
- 労働者数50人未満の事業場のストレスチェックの実施
- 化学物質のリスクアセスメントの実施
- 熱中症災害防止のため暑さ指数を把握し活用



### STOP！熱中症クールワークキャンペーン（職場における熱中症予防対策）

職場での熱中症により近年は、一年間で約30人が亡くなり、約1,000人以上が4日以上仕事を休んでいます。

熱中症対策情報はこちら

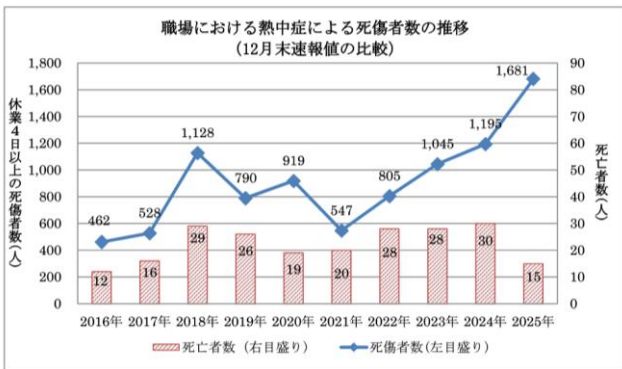
キャンペーン期間

4月 5月 6月 7月 8月 9月

#### キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

- STEP 1 暑さ指数の把握と評価**  
JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考することも有効
- STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底**

- 暑さ指数の低減：冷房施設、散水等
- 休憩場所の整備：冷房を備えた休憩場所等
- 服装：通気性の良い服装や空調服
- 作業時間の短縮：暑さ指数に応じた休憩や作業中止
- プレクーリング：休憩時間中等に深部体温を下げる
- 水分・塩分の摂取
- 暑熱順化への対応：新規入場者や休み明けに注意
- 健康診断結果に基づく対応
- 日常の健康管理：朝食の未摂取、睡眠不足、多量の飲酒等の作業開始前の確認
- 作業中の作業者の健康状態の確認
- 異常時の対応：連絡体制や対応手順等の周知徹底



※ 各年の速報値は、1月1日～12月31日までの間に発生した熱中症に係る労働災害で、翌年概ね1月7日までに労働者死傷病報告が提出されたものを集計したものです。

## カスタハラ、求職者等に対するセクハラ対策の義務化

令和8年10月1日から、カスタマーハラスメント対策、求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます！

### カスタマーハラスメント対策の義務化 【改正労働施策総合推進法・指針の内容】

- 職場における「カスタマーハラスメント」とは、①顧客等の言動であって、②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすものです。
- ※ 電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。
- 顧客等とは、顧客、取引の相手方、施設（駅、空港、病院、学校、福祉施設、公共施設等）の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者です。
- 講ずべき措置は、①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、②相談体制の整備、③事後の迅速かつ適切な対応、③対応の実効性を確保するために必要なカスタマーハラスメントの抑止のための措置などです。

### 求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化 【改正男女雇用機会均等法・指針の内容】

- 求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により求職者等による求職活動等が阻害されるものをいいます。
- 求職者等とは、求職者（企業の求人に応募する者）と求職者以外の者であって、事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者や、教育実習、看護実習その他の実習を受ける者をいいます。
- 求職活動等とは、求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば、採用面接への参加、就職説明会への参加、インターシップへの参加などが含まれます。
- ※ SNS等のオンラインを介したのものやオンライン上で行われるものも含まれます。



## 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの実施

令和8年4月1日から7月31日まで、「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン実施中です。

### 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン 実施中 令和8年4月1日～7月31日

事業主のみなさんへ

# Let's Check!

アルバイトを雇うときのポイントをチェックしてみよう！

確かめよう！  
アルバイトの  
労働条件



学生・生徒をアルバイトとして雇用する際は次のことをご確認ください。

- 書面で労働条件を明示しましょう。
- 学業とアルバイトの両立に配慮したシフトを組みましょう。
- シフト制のアルバイトに対しても休憩時間や年次有給休暇をきちんと与える必要があります。
- 最低賃金額を遵守し、適切に賃金を支払いましょう。
- 商品を強制的に購入させることはできません。
- 遅刻や欠勤、器物の破損等に対して、一定額の罰金を定める契約はできません。



## 雇用保険料率の変更

<令和8年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)		失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
	② 事業主負担				
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(令和7年度)	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

## 岩手県最低工賃の改正

岩手県既製洋服製造業最低工賃が令和8年6月1日から改正発行されます。詳細は岩手労働局ホームページをご確認ください。

また、家内労働委託者は、毎年4月1日現在の委託業務の内容や家内労働者数などの状況について、委託状況届により毎年4月30日までに労働基準監督署に提出の義務があります。未提出の委託者は提出をお願いします。

